

固定資産の価格に関する審査申出について

固定資産税の納税者の方は、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

● 固定資産評価審査申出書の様式(別紙のとおり)

次の必要事項が記載されていれば、任意の様式をお使いいただけます。

- ① 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所
- ② 審査の申出に係る処分(価格決定)の内容
- ③ 審査の申出の趣旨及び理由
- ④ 審査の申出の年月日
- ⑤ 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨

● 提出書類

- ・ 固定資産評価審査申出書 正本・副本 2部
- ・ 代表者の資格証明書(審査申出人が法人、社団等の場合) 1部
- ・ 委任状(代理人を立てた場合) 1部

● 審査申出の期間

固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後 3 か月までの間

● 留意事項

- ・ 審査申出ができる事項は、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に限られます。
- ・ 納める税額の算出基礎となる課税標準額に関するもの等(税額、非課税、住宅用地の認定等)は、審査申出の対象となりませんのでご注意ください。(価格以外の事項に係る不服は、市長に対する行政不服審査法の審査請求の対象となります。)
- ・ 価格(評価額)に疑問がある場合には、まずは税務課にご相談いただき、十分な説明を受けていただきますようお願いいたします。
- ・ 委員会へ「審査の申出」をした場合でも、固定資産税の納期限は延長されません。

【お問合せ先】

越前市固定資産評価審査委員会事務局

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号

(越前市監査委員事務局内)

TEL 0778-22-3011